

## 令和5年鉾田市農業委員会4月定例総会議事録

日 時	令和5年4月25日（火）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	2番 坪沼 美知子      5番 永井 司																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権</p>																																																																														

	<p style="text-align: center;">利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第 4 号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて</p> <p style="text-align: center;">て</p> <p>報告第 5 号 農業委員会事務局職員の任免について</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和5年鉾田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長 どうも、皆さん、こんにちは。天気もよくて、コロナのほうも収まりまして、今日は先月に続いて懇親会もこれから歓送迎会も見込まれています。やはりマスクのほうを自由につけたり外すことができるようになりましたので、これは非常にいいことだなと思っております。</p> <p>それと、この間の新聞、私は新聞を毎日見ているのですけれども、茨城新聞の中で鉾田が2年連続全国第4位、農産物の生産が第4位ということで、そのほかにメロン、サツマイモ、これは全国1位だということでありまして、非常に名誉なことだと思っております。やはり市を挙げての事業なので、こういう結果が出ると思います。これを4位ではなくて、やはり国会議員の誰かさんが言ったように、2位では駄目ですかというような形で、2位まで押し上げてもらえばなおさら鉾田市の名前が非常に有名になるのではないかなと思っております。それには私たちに課せられた耕作放棄地を少しでも解消して畑に戻したり、田んぼが来ているところをやはり田んぼを作ってもらおうような、そういう形で農業生産高を押し上げていければ2位も夢ではないのではないかなと思っております。</p> <p>若い人らが米を作ってもやはり米の値段が上がらない。肥料が2割から4割上がっている状況で、米の値段は全く同じ。それと、人件費もそれこそ上がっていない。非常に農家にとってはこれが一番つらいことだと思っております。来月でしたか、全国農業委員会長会議というのが東京で行われます。茨城県は茨城県の参議院の議員会館で茨城県選出の国会議員方と正面で話合いができます。そのときにいろいろ皆さん、各地区の会長は質問を投げますけれども、私そこで一番印象に残ったのは、筑西市の会長が、コロナの始まる前に質問した中で、先生方、トラクターの後ろにロータリーをつけて</p>
--	---

	<p>公道を走るのを、何とかそれを規制を撤廃してくれないかということで、一タロータリーを畑に行ったら器具を付け替えていたのでは、それで時間がかかってしまうから何とか、道路は土なり泥をつけないで、なるべくそういう形で走りますから、基準内のロータリーの幅だったら走れるような、そういう法律をつくってもらわなければ農家の方は非常に負担になっておりますということでやったら、それが何か通ったみたいなので、やはりそういうことで、一言でも農家のためになればいいのかなと思っております。それにはやはりこれだけ肥料なり農業資材が上がっている中で、作っているものは上がらない、これが非常に辛いことだと思っておりますので、私もこの5月に行ったときには、そういうちょっと国会議員の方に質問を投げてみようかなと思っておりますので、少しでも値段を上げて、やはり魅力ある農業にできればなと思っております。</p> <p>そういうことで、各議員の方も耕作放棄地を少しでも解消できるように頑張っておられますけれども、これからもまだまだたくさんありますので、引き続きよろしく活動のほうをお願いしたいと思っております。それではまず、これから議案に入りますからよろしくお願ひします。</p> <p>以上で挨拶を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、2番 坪沼美知子 委員、5番 永井司 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事	務	番号1番について、ご説明いたします。申請件数につきましては1件、地目、畑2筆、面積4,883平方メートルでございます。契約内容は売買で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議	長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番 ■■■■■委員の退席を求めます。
		(■番 ■■■■■ 委員退席 午後2時09分)
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員		10番、森作です。このたび、譲受人、■■■■■さんと、譲渡人、■■■■■さんとの間で売買契約が円満に結ばれたそうです。■■■■■さ



	<p>亡くなりになり、相続で土地を所有していて、知人に貸し付けていましたが、今年より借り主も作付しないということになり、今回近所の譲受人、■■■■さんが規模拡大ということで売買が円満にまとまりました。■■■さんは、メロン、トマトを作付しており、家族と実習生1名で、JAのほかファーマーズマーケットなどろうにも出荷しております。特に問題になる案件ではないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>草野克信委員</p>	<p>7番、草野です。3番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■生まれの■■■さんは知人の間柄です。■■■さんは数年前から申請地2筆を借り受けてハウスを建てコマツナを栽培していましたが、このたび■■■さんより畑を買ってほしいとの話があり、売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは、コマツナ、ハウレンソウを中心にハウスで栽培し、経営面積も5ヘクタール以上あり、研修生もおり、地域の若いリーダーとして頑張っております。以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号4番から番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>長峰克巳委員</p>	<p>9番、長峰です。譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんの売買が成立いたしました。■■■さんの作物は水稻、サツマイモなどを作っております。農地規模拡大のために売買が成立いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて5番のほうもお願いします。</p>
<p>長峰克巳委員</p>	<p>5番、6番の件ですけれども、譲渡人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。14年ほど前に同じ地権者から、同時期に■■■さんと■■■さんで土地を購入しましたが、お互いの土地の地番を間違えて登記しなかったそうです。そのため、今回は交換という形で、間違えて登記した地番を直したいそうです。■■■さんの作物は米などを中心とした農家であり、経営面積も9ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。以上の理由から譲受人は農作業に常時年間150日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件も支障ないと考えら</p>

<p>議 長</p>	<p>れます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>永井俊齋委員</p>	<p>それでは、続いて番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、永井です。申請番号7番についてご説明します。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは義理の親子の関係でございます。このたび親子の間で農業経営安定化のため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは■■■さんの長女、娘さんと結婚してから会社員として勤務の傍ら農業を手伝っていました。以上のことから、譲受人は贈与後も耕作を行い、支障はないと認められます。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件に問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>海老原康廣委員</p>	<p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、親の代から親交がある間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、サツマイモなどを中心とした農家であり、つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>19番、大貫でございます。9番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■さんは、もともと■■■さんの田んぼを■■■さんが作っていて、知り合いだということでございます。このたび■■■さんが■■■さんに田んぼを1万でも2万でもいいから買ってもらいたいという話があり、話が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、水稻、メロン、トマト、サツマイモなどを作っており、地区においても副区長をしており、なかなか有望な人だと思えます。実習生も3人育てており、一生懸命農家を頑張っておる次第であります。何ら問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>箕輪美代子委員</p>	<p>23番, 箕輪です。10番について説明いたします。 譲渡人, ■■■さんと譲受人, ■■■さんは知人の間柄で, 売買契約が円満にまとまったということでもあります。譲受人の■■■さんは, 定年退職して家で野菜等を作っております。申請地は■■■さんの宅地に隣接したところでの農地で, もう30年近く耕作放棄地で, もうシノが生い茂っております。この申請地に入る道がないので, ■■■さんが取得したいわけでございます。申請地はシノが生い茂っているのです, 知り合いにシノを起こしてもらって, 地域の人に農家が多いものですから, 近所の人にロータリーでならしてもらって, あと大豆とか野菜等を作りたいということでもありますので, ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>5番, 永井です。11番について説明いたします。 譲渡人, ■■■さんと譲受人, ■■■さんは近所で知人の間柄でありまして, このたび■■■さんが高齢のために■■■さんに農地を買ってくれないかということで相談があり, ■■■さんが引き受けたそうでございます。何ら問題ないと思われまますので, よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>番号2番から番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番から番号11番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番から番号11番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用</p>



	許可について)
議長	議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	番号1番、申請地、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、地目、畑。面積160平方メートル。申請人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。転用施設、自己住宅160平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに平成3年7月頃より住宅敷地を拡張して庭として利用しておりましたので、是正の申請をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
窪伸衛委員	15番、窪です。1番についてご報告いたします。去る4月15日に、16番、山口委員、17番、関根委員、私と事務局で現地調査を行いました。場所については1ページ左側の部分になります。詳細については地元委員さん、お願いいたします。周田については農地区分第1種農地と判断しました。農地転用基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの左側を御覧ください。県道大竹鉾田線を鉾田方面に行き、青山地区に入ると橋本食品と一戸建てのアパートが10軒くらいあるのですが、そのあるところから300メートルくらいの南側の位置になります。申請人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんは農地法の許可を得ずに道路を住宅の庭として利用しておりましたので、是正の申請をしますということでございます。始末書を添付ということです。

議	長	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事務局		<p>許可を受けた土地、[REDACTED]、畑、8、252平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、4、245平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、3、991平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、2、906平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、6、808平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、1、562平方メートル。計6筆、2万7、764平方メートル。転用事業者、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、旭統合小学校。6、135平方メートル。事由、当初計画では学校建設予定地内地下へ浸透貯留槽を設置し雨水排水を処理する計画であったが、地形測量の成果、造成工事の設計内容を基に検討した結果、建設予定地外の低い土地に浸透併用調整池を整備することで、造成工事、排水整備が有利とされ、また整備後のメンテナンス性もよいことから新たな用地を取得し排水整備を行うため、事業計</p>

	<p>画変更をしたい。当初許可年月日、令和4年5月16日。なお、この案件は5条番号5番と同時申請となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書をごらんいただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。</p>
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。1番についてご説明いたします。</p> <p>場所については、地図1ページ右側の位置になります。詳細については、地元委員である私が後ほどご説明いたします。</p> <p>場所、1ページの右側を見ていただければ分かると思いますが、地図を見てのとおり、旭幼稚園周辺近隣の雑種地、山林、農地です。事業者の■■■■が旭中学校統合小学校整備事業を行うに当たり令和4年5月16日に5条転用許可を受けておりましたが、設計内容を検討した結果、当初計画の排水施設である浸透貯留槽よりも浸透併用調整池を整備したほうが有利であるという事業計画に変更したいとのことです。なお、この案件はこの5条申請と同一申請となります。問題はない件と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。この地図の赤く塗られたところに山林とあるのですけれども、これは山林は学校用地にならないのですか。</p>
窪伸衛委員	<p>山林と雑種地、学校の地域です。</p>
大貫修一委員	<p>雑種地があると思うのだけれども、別に4番とそのほかの番号が離れているから、不便だなと思って質問したのですけれども、何もこっちは分からないから。</p>
窪伸衛委員	<p>黒く濃く塗ったところが学校の敷地です。</p>
大貫修一委員	<p>上の雑種地も学校の敷地になるのですか。</p>
窪伸衛委員	<p>そうです。</p>
大貫修一委員	<p>では、利便性はよくなると思います。どうもありがとうございました。</p>

議 長	<p>よろしいですか。 このほかに質疑ありますでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することに決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積141平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、進入路141平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに昭和45年12月頃から進入路として無断で使用していたので、是正の申請をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

<p>山口正重委員</p>	<p>16番, 山口です。1番について報告いたします。          去る4月15日に15番, 窪委員, 17番, 関根委員と16番の私と事務局で現地調査を行いました。場所につきましては, 地図2ページの左側になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いいたします。          申請地は, 住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地である場所であり, 農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, 報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>森作秀裕委員</p>	<p>10番, 森作です。現況調査員の皆様, 大変ご苦労さまでした。それでは, 場所なのですが, 地図2ページの左側の地図を御覧になってください。スーパーカスミのほうから上のほうに, なだろのほうに向かひまして, 西台の信号のところを左折してもらい, そこをずっと入っていきまして左側に進入, 今回申請地がございます。このたび, ■■■■■さんと■■■■■さんは親子の関係でございます。贈与契約が結ばれたということです。農地法の許可を得ずに昭和45年12月頃から進入路として無断で使用していたということで, 是正の申告をしますということで, このたび始末書を添付して, 現況はもう使用されておりますので, そのまま問題がない案件かと思ひます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。          これより採決をいたします。          番号1番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積495平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅187.15平方メートル。事由、現在実家で両親、祖父母と同居しているが、結婚して手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>16番、山口です。2番について報告いたします。</p> <p>場所につきましては、地図2ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。</p> <p>申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる場所であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>小沼藤雄委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、小沼です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>場所は、地図2ページ右側を御覧ください。銚田市内のほうから茨城街道をずっと行きますと、舟木の交差点を右へ曲がりまして、これが県道鹿田玉造線なのですが、それを右へ曲がりまして4キロほど行った右側が申請地でございます。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子関係でございます。このたび[REDACTED]さんが申請地に住宅を建設するということで、契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんが結婚をして家が手狭になったので、申請地に新築するということです。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号3番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積491平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅100.22平方メートル。事由、現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 関根薫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>17番、関根です。3番について報告します。</p> <p>先月、山口委員と窪委員で現地確認してきました。地図は3ページ左側になります。申請地は[REDACTED]、現地調査の意見として位置環境であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 平沼要司委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、平沼です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は3ページの左側になります。大竹の信号より銚田市内に向かい100メートル行った左側にあります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子の関係でございます。このたび譲受人、[REDACTED]さんが申請地に自己住宅を建築するということで贈与が円満にま</p>





	<p>します。</p> <p>この案件は、私の持ち区なので、引き続き説明いたします。今回、        ■■■■■と■■■■■さんは親子の間の関係でございます。場所は■■■■■        ■■■■■，畑240平米のところに現在家族6人で生活しておりますが、子供も成長をし、手狭になったため、申請地に自己住宅を建築したいということです。</p> <p>以上のようなことから、何ら問題ない案件と思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号5番、権利、売買。申請地、■■■■■，地目、        畑，面積5，794平方メートル。譲受人、■■■■■        ■■■■■，■■■■■。譲渡人、■■■■■，■■■■■        ■■■■■。転用施設、旭統合小学校（浸透併用調整池）5，794平方        メートル。事由、鉾田市公立学校再編計画による、旭中学校区統合        小学校整備のため、申請地に浸透併用調整池を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。</p>
窪伸衛委員	<p>5番についてご報告いたします。</p> <p>場所については地図4ページ左側の位置になります。詳細につき</p>

	<p>ましては、地元委員である私が後でご説明いたします。</p> <p>申請地は農地区分の第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。この案件は、小沼会長代理の案件ではありますが、私がお説明いたします。申請地の場所は地図4ページの左側です。旭中と旭幼稚園の間の道路を150メートルほど南下した右側になります。この案件は、先ほどの5条の許可の事業計画変更と関連する申請であります。譲受人の銚田市と譲渡人の須賀野さんは農地の売買を行う関係であります。先ほどご説明いたしました申請人の銚田市が排水施設である浸透併用調整池を設置するために既に許可を受けた農地とは別に、新たな農地を取得して転用したいそうです。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>18番、海老原です。一番最初にやった説明の調整池、両方調整池なのだけれども。</p>
<p>窪伸衛委員</p>	<p>調整池を……</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>赤いのはみんな調整池ではないでしょうに。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、事務局のほうから説明。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農地系の鬼澤です。この案件の調整池に変更というのは、当初は取得した農地の敷地内の地下に浸透貯留槽という防火水槽みたいな施設を設置して、そこで浸透させるという計画でありましたが、計画が進んだことで地下に埋設する形になるので、維持費とか管理費等が、長くランニングコストがかかるということで、調整池を地層に掘るための敷地を今回取得するために、改めて変更と新規の5条の申請を上げてきたということになります。なので、そもそものその施設は、浸透の地下にある防火水槽のようなものではなくて、今回取得する土地に掘って調整池を造って、そこでためて浸透させるというふうなお話を [REDACTED] から聞いております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。 そのほかに質疑ありますか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>関連がありますので、番号6番、番号7番を一括して上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号6番、番号7番について説明のほうをいたします。 番号6番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積87平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、進入路87平方メートル。事由、太陽光発電設備設置工事のため申請地を進入路として使用したい。許可の日から1年間の一時転用となっております。 続きまして、番号7番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、畑、面積46平方メートル。使用借人につきましては番号6番と同一でございます。 使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、進入路46平方メートル。事由につきましては番号6番と同一でございます。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 関根薫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。 17番、関根です。詳細につきましては地元委員さんをお願いします。 申請地は汲上、現地調査意見書、位置環境であり、農地区分は第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目</p>

<p>議 長</p>	<p>的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適として認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>21番、菅谷です。6番について説明いたします。  現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。  地図は4ページの右側となります。大洋駅より300メートルぐらい行ったところに、ボサになった土地等、分かりにくいのですが、譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんとは、太陽光発電事業のための知り合いで、申請地を進入路として使用したいということで話がまとまったということでございます。</p> <p>続いて、7番であります、同じであります、ただ譲渡人の■■■だけが変わったことでありまして、ほんの少しではありますが、2筆になっておりました。非常にボサになっていて分かりづらいのですが、この現地調査書によりますと大洋駅より300メートルぐらい以内と書いてはありますが、国道354号線のほうから入りますと、大洋中手前の信号を左に曲がりまして、さらに左に行った、ボサの中の本当に分かりにくいところでした。そういうところですが、進入路ということでご使用したいということですので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6番、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。  これより採決をいたします。  番号6番、番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号6番、番号7番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、関連がありますので、番号8番、番号9番を一括して上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号8番、番号9番を続けて説明したいと思います。</p>

	<p>番号8番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積1, 133平方メートル。譲受人につきましては, 番号6番, 番号7番と同一でございます。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 太陽光発電設備404. 80平方メートル。事由, 再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため, 申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>続きまして, 番号9番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], [REDACTED], 地目, 畑, 面積992平方メートル。譲受人につきましては番号6番, 番号7番, 番号8番と同一でございます。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 太陽光発電設備374. 40平方メートル。事由につきましては番号8番と同一でございます。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>17番, 関根です。8番, 9番, 地図5ページから6ページに載っております。詳細については地元委員さんをお願いします。</p> <p>申請地は[REDACTED]に当たります。現地調査意見書, 位置環境であり, 農地区分は第3種と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>21番, 菅谷です。8番, 9番についてご説明いたします。</p> <p>地図はそれぞれ5ページの右側と6ページ左側にありますが, 先ほどよりずっとこればらばらになっているようですが, 全てこれ一緒のところでした。譲渡人, [REDACTED]さんと譲受人, [REDACTED]さんとは太陽光発電設備利用での知り合いとのこと。このたび申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したいとのこと。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>9番についてですが, 譲渡人が[REDACTED]さんに変っただけでありまして, 本当にボサの中で, 全部これくっついているところなのです。ですので, よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号8番, 番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号8番, 番号9番を申請どおり許可と決定することに, ご異議 ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号8番, 番号9番を申請どおり許可と決 定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号10番を上程いたします。事務局に朗読させま す。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号10番, 権利, 使用貸借。申請地, ██████████, 地目, 畑, 面積400平方メートル。使用借人, ██████████, ████████, ██████████。使用貸人, ██████████, ██████████。 転用施設, 自己住宅110.96平方メートル。事由, 現在妻の実 家で同居しているが, 子供が生まれ手狭なため, 実家に隣接する申 請地に自己住宅を建築したい。 詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ ます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>窪伸衛委員</p>	<p>15番, 窪です。10番についてご報告いたします。 場所については, 地図6ページの右側の位置になります。詳細に ついては, 地元委員さん, お願いいたします。 申請地は, 農地区分第1種農地と判断いたしました。農地転用許 可基準から判断して適と認め, 3人の総合意見として可と判断いた しましたので, 報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>平沼要司委員</p>	<p>8番, 平沼です。現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。 場所は地図1ページ左側で, 先ほど説明した位置になります。譲 渡人, ██████████さんと█████████さんは親子の関係でございます。こ のたび譲受人, ██████████さんが申請地に自己住宅を建築したいというこ</p>



山口正重委員	<p>16番, 山口です。1番について報告いたします。</p> <p>去る4月15日に15番, 窪委員, 17番, 関根委員, 16番, 私と事務局で現地調査を行いました。場所につきましては, 地図7ページの左側の地です。申請地は, おおよそその高低差がある農地の解消のための行為であり, 農地改良制度の要件から判断して, 農地改良目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
箕輪美代子委員	<p>23番, 箕輪です。1番について説明をいたします。</p> <p>場所は7ページです。県道110号線, 鉾田から舟木を通して水戸へ行く県道であります。舟木に揚子江という食堂がありまして, その食堂を右に曲がって800メートルくらい行ったところの少し中のほうになります。申請人は■■■■さんであります。申請地の付近は菖蒲沼という地名がついているくらい全体的に地盤が低いところであります。申請地は, 今40年ぐらい前に建てた古いハウスがありまして, 雨が降ると水がたまってしまうということで, 客土をしてハウスを立て直したい。そしてコマツナの増産を図りたいということであります。土が■■■■さんを通して, 本人は安房のほうの山砂を持ってくるということで, ここにはコマツナと書いてありますけれども, 山砂を入れるということであります。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を協議どおり同意することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め, 番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>



		(議案第6号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きます、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	申請件数につきましては14件、合計で27筆、面積8万1,007平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借13件、使用貸借1件となっております。また、内訳につきましても、全て新規となっております。
		以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
		(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議	長	続きます、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>3件の届出がございました。11筆で面積は2万446平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>13件の届出がございました。101筆で、面積につきましては合計で12万1,599平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法制限除外の届出について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、報告第3号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1件の届出がございました。 番号1番、届出地、[REDACTED]。地目、畑、面積56平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は調整池となっております。 以上でございます。</p>

	<p>(報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第4号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、畑、2、983平方メートル。取消事由、申請地は届出なく第三者に貸付をされており、売買後に耕作できないおそれがあるため。取消年月日、令和5年4月10日。令和5年3月24日に許可した案件でございます。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第5号 農業委員会事務局職員の任免について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第5号 「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案書31ページをお開き願います。職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うことと定められており、銚田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項第2号により会長の専決事項となっております。このたびの人事異動による職員の任免について報告いたします。 まず、令和4年4月1日付で任命した職員の氏名を申し上げます。 主査、菅谷吉弘。 次に、農業委員会旭分室（総務部旭市民センター）、旭市民センター長、石崎洋一。 旭市民センター長補佐兼管理グループ係長、川崎英明。</p>

	<p>次に、農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）、大洋市民センター長補佐兼管理グループ係長、菊地優貴。</p> <p>なお、両市民センターにつきましては、併任辞令となっております。</p> <p>以上が令和5年4月1日付で任命した職員です。</p> <p>続きまして、令和5年4月1日付で免じた職員の氏名を申し上げます。</p> <p>局長補佐、井川雅晴。</p> <p>次に、農業委員会旭分室（総務部旭市民センター）、旭市民センター長、宮本三郎。</p> <p>副参事兼センター長補佐、須加野行男。</p> <p>次に、農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）、大洋市民センター長補佐兼総合窓口グループ係長、高安弘樹。</p> <p>なお、両市民センターにつきましては、併任を解く辞令となっております。</p> <p>以上が令和5年4月1日付で辞任した職員です。</p> <p>報告第5号 農業委員会事務局職員の任免については以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p> <p>事務局のほうからお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地系の鬼澤です。すみません、別の資料でお配りした「茨城県で土砂等による土地の埋立て、盛土堆積を行うには許可、書面交付の手続が必要です」という、この紙を御覧いただきたいと思います。表だけのA4の紙です。こちらのほうなのですが、5月の広報にも載せさせていただく予定になっているのですが、6月1日以降に、今回ありました三保谷さんの案件がそうなのですが、農地改良の導入申請を受けることがあると思うのですが、こちら今までは農業委員会での届出のみで同意して農地に土を搬入するというのはできていたのですが、6月以降は茨城県の条例が変わりまして、茨城県のほうにも必ず届出を出すような形で変更されるということになりますので、もし農地改良を行うというご相談が、農業委員さんのほうで受けることがあると思うのですが、その際に必ず6月1日以降も運搬等を行うという場合には、茨城県へも届出が必要になるということも説明させていただきたいと思います。もし仮に6</p>

	<p>月以降で、トラック等に土砂を入れて搬入している場合に、届出をしていなかったときに、警察署等の方が運転手さんのほうに声をかけて止めて、搬出の停止命令等が出せるようになってしまうので、そういったことがないように、農地改良の客土等を行う際には必ず茨城県のほうにも届出を出していただくように指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほか。 はい、どうぞ。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>23番の箕輪です。今のお話なのですが、これ面積関係なく、一反歩でも入れる場合にも必要。この農業委員会で上がって、さらにそこから許可が下りて県のほうに申請すると、2か月かかるのですか、許可が下りるとき。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農地系の鬼澤です。こちらはあくまで許可申請ではなくて届出になります。なので、特に審査の期間はありません。農業委員会では同意を要するのに、毎月10日で申請をしていって、25日の総会で同意という形で1か月でやっているのですけれども、こちらの茨城県への届出は、土を搬入する3日前までに届出を県のほうに出すというふうになっています。届出を出しますと、今度はその土砂を搬入する業者さんのほうに掲載する届出をしたという証明を携帯していただくようになるので、それがいい場合はその土砂の搬入等を行っていった場合に届出をしていないということで、警察なり環境保安課等の職員に指導されるという可能性があるということになりますので、許可ではないのですけれども、届出をしなければこういったことも起こり得るというふうに認識していただければと思います。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>県への申請もどちらに出せばいいのですか。ここですか。農業委員会に。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>茨城県の窓口になります。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>茨城県の窓口。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>広報には載せますけれども、茨城県庁が届出先になりますので、かなり申請先は遠いので、ただし全て直接運ぶ、申請に行くだけあって、郵送等でも受付はしているということなので、申請書自体は銚田市役所の1階、生活環境課のほうでも配付しておりますの</p>

	<p>で、もし農業委員会に来た際には生活環境課のほうにもご案内しますけれども、皆様が相談を受けたときには農業委員会の農地改良同意の申請と生活環境課で申請書をもってから県庁に直接申請書を持っていくか、もしくは郵送で県庁のほうに送っていただくか、どちらかは必ずしていただく必要が出てきますので、その辺りはちょっと手間になってしまうのですけれども、農家さんのほうにご指導していただければなと思います。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>例えばそれを搬入する3日前から申請と言うけれども、3日くらいでその許可なんか下りるの。</p>
事 務 局	<p>申請をすると、その携帯するもの自体を県のほうから出すように業者さん、土砂運搬自体は農家さんが行う場合になると思うのですけれども、おおむね土取りなんかを行っている業者さんになるのかなと思うのですが、その方に携帯する書類を発行するような形になるので、申請書が出れば、それを業者さんがもらって、ダンプのほうで発生元のところから運ぶときに、それを携帯していないと止められてしまうというふうになりますので、いわゆるこれは農地に産業廃棄物等を入れられないための条例改正というふうになりますので、まずそういった部分がちょっと手間になってはしまうのですが、きちんと届出をしていただくようにご指導を願えばなと思います。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
菅谷美尚委員	<p>田んぼありますよね。田んぼの深いところにやっぱりトラックで二、三台土をもらうのにも、それでも申請が必要になったのですか。</p>
事 務 局	<p>今までも基本的に全て申請は必要でした。今後は、農業委員会だけではなくて県にも届出を出さないと、その土を搬入しているところを目撃、当然見つかったときに止められてしまう可能性が、それができるように6月以降は変わるということです。</p>
菅谷美尚委員	<p>では、罰則規定とかはないですね。</p>
事 務 局	<p>あくまで指導だけです。ただ、搬入停止命令等が出ることもあるというふうに伺っております。なので、今度は判断基準は茨城県のほうになるので、あくまで農業委員会は農地に土を入れるというのに対して同意するだけなので、運搬中の作業が県のほうへ届出がなかった場合に指導するのは茨城県のほうの担当部署になるので、そ</p>

菅谷美尚委員	<p>こだけちょっと別になるので。</p> <p>では、見なかったらいいのですか。</p>
事務局	<p>もしそれを見かけてしまったときに、こういうのがあるというのは周知しておかないと、農家さんのほうから聞いていないとか、そういったことを言われたときに困ってしまうと思うので、見なければ。</p>
議長	<p>今の件は、熱海の土砂の問題もあるけれども、県が今訴えられて裁判やっているような、熱海市が訴えられて裁判やっているような、そんな状態でございますから、あまり市のほうが分からないで制度をやっても、業者のほうが出来てしまったわけだから、それで止めることもできなかったので、ある程度まあまあでやってしまったからああいう問題が起きないために、各県なりこういうところの役所がなお厳しくしたと思うのです。ただ、今言ったとおり3日前から申請を出して、3日か4日で申請の許可が下りるか下りないか、その許可が下りるか下りないかが問題だよな。やっぱり県のやることだから、もっと時間がかかるのではないかなと俺は思うのだけれども、その点はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>ここについては、県のほうの担当なのですけれども、届出なので、許可は当然こういった形で委員さんに集まっていたいただいて審議が必要になるのですけれども、届出については出した段階で、すぐに携帯する証明を発行するというふうになっているので、それが却下されるとか、そういったことはない聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>そういうことでご理解できましたでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>そのほか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
事務局	<p>両面がべら1枚で、「農業委員農地利用最適化推進委員の法令遵守について」という紙のほうを御覧ください。こちらのほうは、今度6月25日に鉾田市議会選挙のほうがございます。これは前からお願いをしておりますが、農業委員及び推進委員は、その地位を利用して選挙運動をすることができないということになっております。法令に関して責任を問われたり、あるいは法令に違反しているとの下に疑惑を招くことのないようお願いいたします。統一地方選については裏面、こちらのほうに記載されていますので、後でお</p>

	<p>目通しいただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、クールビズについてなのですが、5月から10月まで地球温暖化の対策、電力使用の削減のためにクールビズのほうを実施いたします。ノーネクタイ等でも会議に出席をいただけますので、よろしくお願いしますと思います。</p> <p>すみません、続きまして、懇親会のほうの会費についてちょっと報告いたしたいと思います。こちらは先月の永年勤続表彰の祝賀会、こちらの収支結果をお渡ししております。こちらのほうで残金のほうなのですが、慶弔費の通帳のほうに積立てをしていきたいと思いますので、こちらよろしくお願いしますと思います。また、本日の歓送迎会のほうでもし差額のほうが出た場合には同様としたいということをお願いしたいと思います。</p> <p>あともう一点よろしいでしょうか。あと、本日歓送迎会なのですが、本日6時からいこいの村涸沼のほうで開催いたしますので、お願いしたいと思います。お金のほうは、総会の最後、終わった後に私のほうで回収したいと思いますので、お願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	では、その他でのほう、また、どうぞ。
大貫修一委員	ネクタイが好きなのですが、5月からやってきたら駄目なのですか。
議長	それは結構です。個人の自由だから。それは別に何ら問題ないです。大丈夫です。
	あと、その他のことについてありますか。
	はい。
大貫修一委員	続きまして、先月の定例会で旅行委員を決めたようですが、あれは代表を決めていなかったですね。
議長	代表を決めていなかったのです。
大貫修一委員	では、代表を決めたいのですが、ちょっと時間ももらいたいです。
議長	委員の中で代表を話し合ったほうがいいです、全体的に話すよりも。
大貫修一委員	委員の人はちょっと時間ももらいたいです。5分ぐらい。



議 長	いいですよ。
大貫修一委員	では、旅行委員の方、あっちのほうへ集まってください。
議 長	<p>終わってからでいいでしょう、大貫さん、終わってからで。そのほか何かありましたらばお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>では、なければ私のほうからちょっと皆さんに、質問ではないのだけれども、考えてもらいたいことがあるのですけれども。</p> <p>というのは、冒頭に私が挨拶しました耕作放棄地の問題なのですが、面積が四、五反歩ある面積で、結構耕作放棄地を指定するのですけれども、その土地を近隣の区長さんや周りの方が非常に迷惑で困っているということで、何回か行ったのですけれども、ちょっと話が進まないもので、その持ち区は平沼委員さんのほうの持ち区なので、ちょっと平沼さん、何か経過、少しの今までの経過をできれば説明をお願いしたいと思います。それを皆さんでちょっと検討をしていただきたいと思いますと思うのですが。</p>
平沼要司委員	<p>私知っていることだけ報告をいたします。</p> <p>放棄地になっている農地は白塚地区になります。持ち主は■■■■さんという方なのですが、その面積が約1ヘクタールを超えます。場所が2か所になっていて、この農地はもう何十年ぐらい耕作放棄地になっています。私も農業委員になってからもう4回ほど話を聞きに行ったり説明をしたりしたのですが、いまだにまだ解決になっていません。去年でしたか、私は農地管理機構かな、そこに行く補助が出る制度があるのだという話を私聞いて、そこへ行って聞いてくれと勧めて、話を聞きに行ったそうです。そうしたら何か申請がちょっと難しいというような話なのです。見積りを細かく出してくれて。そういうのをパソコンでやってくれなんて言われて、どうにも私には申請ができないという話をしていました。確かに申請は、農家の人は仕事していて、そういう申請、細かく申請してくれといってもなかなか大変だと思うのです。だから、その申請の方法も幾らか緩和してもらえたらいいと私なども思います。</p> <p>放棄地は2か所になっているのですが、一部はハウスがさびてぼろぼろになっている、一部ぼろぼろなままの状態です。私も4回ほどいろいろ話に行ったのですが、なかなか農地を中間管理機構にもこういうのもあると説明したのですが、ここの書類書くと、マルチや何かをそのままトラクターでかき回されてしまうとかという、そ</p>

<p>議 長</p>	<p>ういう話をしていたので、だから「それはちょっとおかしいじゃねえか」と言ったのだ。「その前に自分の土地をきれいにしたらいいんじゃないの」とは言ってやったのだけれども、首は「うん」ってやっている状況なのですけれども、まだいい方法がなくて、今も言ったように周りから苦情が来ている状態なのです。</p> <p>そこで、委員さんの皆さんで何かいい方法がありましたら提案していただきたいと思っております。ひとつよろしくお願いします。</p> <p>今、平沼委員から説明がありましたけれども、私もその知人なりそういう方に、何とか農業委員会のほうで何かいい方法はないのか、誰が言っても受け付けないで、貸してはくれないし、売ってもくれないし、それで荒れてしまっていて草が出てしまっていて、その種がこぼれてしまって周りも困っていて、広く近所に迷惑かけているのだから、何とか3メートルから5メートルくらい、その近所につながっている畑も草刈って、周りに迷惑かけないようにだけでもしてくれたらいいのだといっても、それが思うように進まないような状態で、今俺4反歩から5反歩くらいと言ったけれども、それとくっついて隣接して1町歩くらいがあるらしいのだけれども、貸すことができないということで、それでそのまま耕作放棄地にしてしまって、これ畑に戻すするには、もう10年作らなかつたらば畑にするのには10年かかると思うのだよね。それで今のうちに何らかの方法でこれうまく、誰か利用法があればなと思っているのですけれども、1か所にとにかくまとまっている土地なもので、借りている人が結構いるのだけれども、本人さんは貸す気がないのだから、これをどういうふうにか、法律ではそういうことはあくまでも地主がいることだから、地主を説得するのにどういう方法が、いろいろな方法があると思いますけれども、委員の方で誰かそういう知恵でもあればと思って、今皆さんにちょっと報告したわけなのですけれども。</p> <p>平沼さんは今委員の中だから、守秘義務があるから名前を出してしまっただけでも、そういうことで、誰かが知っている方が、仲よくやっている方がうまく話合いを持って行って、貸してくれるような方法があれば一番いいのではないかなと思っているのです。区長さんも非常に手を焼いているみたいなのです。だから、農業委員会のほうも何とかお願いしますよ、何とかお願いしますよと何回か言われたけれども、皆さんでひとつそういう問題もこれから生じるもので、やっぱり耕作放棄地を解消するに当たっては、そういう土地もあるということだから、これを何らかいい方法があればと思って、今、ちょっと委員の皆さんに諮ったわけです。</p> <p>はい。</p>
------------	---

箕輪美代子委員	助成金は、ちなみにどの程度のものなのか。助成金というのはどの程度の金額が出るものなのか。
議長	<p>助成金というのは、今言ったとおりに耕作放棄地になっているものをそれを畑にして、その畑にしてなおさらサツマイモをするとまた助成金がプラスアルファ、その助成金というのは、見積りを建設会社に見積もっていただいて、その見積りを出して、それであと自分で細かく書いて、5年間だか10年間はちゃんと出荷したり何か、肥料がどのくらい入って出荷をやって何と何に全部使った、その細かく書かなければそれが出ないらしいのです。だから、先ほど平沼さんが言ったように、助成金というのをもらうにはその縛りが物すごく難しいのです。だから、農家やっている人がその助成金をもらうというのは非常に難しいのです。だから、専門家に頼めば一番いいことなので。</p>
小沼藤雄委員	<p>私は県のほうからトップランナーの事業で、茨城町の耕作放棄地の事業を去年1.8ヘクタールほどやったのですけれども、それは建設会社に見積りを出してもらって、それでそんなような簡単に大体半額ぐらい助成金出ますので、そんな難しい問題ではないです。だから、去年が大体350万ぐらい県のほうからいただいて、例規でやったので、結果的に耕作放棄地だったので、その年にも普通の畑みたいになって、作りやすいです。だから、そのトップランナーという事業はサツマイモを、例えば5年間作り続けるとなっているような案内とか、そういう規定はあるのですけれども、そんなに難しいことでは……</p>
議長	<p>難しくないのだ。 では、平沼さん、そういうわけだから、そんなに難しくないらしいから、誰か知っている人がそういうことを教えていただくなりなんなりしていただいて、本人がやる気があるかないかで。やはり息子はいるのだけれども、奥さんが1年前とか2年前に亡くなったとかと言ったよね。だから、ちょうどそれからできなくなっらしいというわけなのですけれども、トップランナー事業でそういう補助金をもらいながらやって、あくまでも耕作してもらうのが一番いいことであって、一人でできなかつたら貸してもらうようなことの方法において、皆様にひとつ検討をしていただきたいという思いにちょっとご議論したわけなのです。</p>
平沼要司委員	<p>またこのことを行き会ったら話しておきますから。補助が半額でしたね。</p>

小沼藤雄委員	半額も出ていないのですけれども……
平沼要司委員	半額までは出ない。
小沼藤雄委員	大体半分しか出ない。
平沼要司委員	補助が。今年も出ているのかな。去年の話なのだよね、このお話が。
小沼藤雄委員	年度年度なので、必要ならそういう理由もあるみたいで、私は農林事務所へ直接行って申請してやったのですけれども、今だと現場の写真とか作業の途中の写真とか、そういうようなので提出してやるだけなので、そんなことで。農林事務所で細かくいろいろと教えてくれるので、そんな難しいことではありません。
平沼要司委員	何か本人に聞くと申請に行ったと言うのだよ。申請に行ったら、申請が何か細かく申請資料があって、面倒くさいという話をしたのです。
小沼藤雄委員	私はトップランナーという事業でやったのですけれども。
平沼要司委員	申請に行ったと本人が言ったのですよ。申請が細かくて私なんかにはとてもではないかと戻ってきたという話をしたのです。
議 長	大変だけれども、平沼さん、トップランナー事業という、そういう農林事務所でそういうのを受け付けているみたいなので、もしある程度分からないことを教えてくれるような、そんな話……
平沼要司委員	本人に話してみますから、この話。分かりました。
議 長	少しでも周りに迷惑かけないような、そういう何か方法があれば。 そうすることで、皆様何かあといい知恵でもありましたら次回でも結構でございますので、教えていただければありがたいと思います。 そのほかについて何かありますでしょうか。 はい。
箕輪美代子委員	皆さん、タブレットはお使いでしょうか。私、2週間ほどお借りして、自分の地区は全部は見えていないのですけれども、家の周辺とか何かを見ていたら、農地だよというところに家が建っていたりと

<p>事務局</p>	<p>か、そういうのもあるので、皆さんぜひタブレットをお借りして、ちょっと自分のところを見てもらったらいいなと思います。</p> <p>今、箕輪委員からお話があったので、一応農業委員会の事務局に、全員分の台数はないのですけれども、あるので、窓口に来ていただければ2週間程度で区切ってお貸しするようにしていますので、ぜひたくさん借りていただいて利用していただければと思います。稼働日数とかが全て出てしまうので、できる限り使っていただいたほうが事務局としてもありがたいので、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>農業委員会でも給料が安いから借りていけばいい。</p> <p>そういうことで、少しでもタブレットに慣れていただいて、私も非常に困っておりますけれども、何だったらやっぱりできないもので。</p> <p>そのほか何かありますでしょうか。どうでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>では、なければ議事日程を全て終了いたします。慎重審議どうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時45分 閉会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">議長(会長) _____</p> <p style="text-align: center;">2番委員 _____</p> <p style="text-align: center;">5番委員 _____</p>